(雇用契約の締結等)

- 『 利用者の数が六十一人 ニー・ニー 利用者の数が六十以下 一以上
-)とに一を加えて得た数以上という。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、利用者の数が六十の場合と、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごに、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すご
- 生活支援員を一以上とする。

 又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者 第四条第一項第五号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、

96、 夏女)を引き返り、ごくに丁)を翌り旨に管言者で爰返及等は、承見に返り、ご(複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設等における従業者の員数)

- ビス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサーまを過的指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利該経過的指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当2 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設等は、前条第一項第一号から第四号ま2
- 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 増すごとに一を加えて得た数以上に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を二(利用者の数の合計が六十一以上)一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を
- 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。 接A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B第五条 経過的指定障害者支援施設等について第六条の規定を適用する場合においては、就労継続支
- を締結しなければならない。第六条(経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約
- (就分) 規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。 規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供する場合には、規則第六条の十第二号にB型を提供するものを除く。)は、就労継続支援A型を提供する場合には、規則第六条の十第二号に2 前項の規定にかかわらず、経過的指定障害者支援施設等(昼間実施サービスとして就労継続支援
- ればならない。 供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなけ、供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなけ第七条 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提

77

- ればならない。当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなけ2.経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に2.経過的
- (賃金等)
- めるよう努めなければならない。の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高第八条(経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第六条第一項
- 賃として支払わなければならない。生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第六条第二項の規
- 賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工
- (工賃の支払等)
- て支払わなければならない。 動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃とし第九条 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活
- 「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。2)前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において2)前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において
- 生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。3 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常
- (実習の実施)(実習の実施)の出来では、都道府県に報告しなければならない。を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額に 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目
- ければならない。 は、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めな第十条 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合に
- 向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。 障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意2 経過的指定障害者支援施設等は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、2 経過的指定障害者支援施設等は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、
- (求職活動の支援等の実施)
- **い。** には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならな「第十一条 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合
- して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携2(経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、

(職場への定着のための支援等の実施)

らない。して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければなして、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携第十二条(経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合)